

徳島県選挙管理委員会告示第四十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により、告示する。
令和六年五月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明るい豊かなな 吉野川市をつくる会	的崎 衛	岸上 孔	吉野川市鴨島町鴨島四八七番地
伊丹征治後援会	茶園 文夫	伊丹 秀雄	三好市池田町州津藤ノ井五 六番地一
武沢つよし後援会	武澤 豪	武澤 義文	阿波市阿波町梅ノ木原八九番地一
中西あつし後援会	中西 淳	中西 淳	阿南市橘町幸野三一・七